

令和8年度 要望への回答

令和8年10月20日～

様式 2

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔1〕 大阪手をつなぐ育成会本人支部（大阪ともだちの会）より

当会では、1999年より当事者の会（本人支部）を設置しており、仲間同士のコミュニティとして余暇活動や勉強会などの年間を通した活動をはじめ、毎年開催している大阪知的障がい者福祉大会の『本人大会』を当事者の実行委員組織で企画運営しています。

本要望についても、自分たちの願いを直接大阪府へ届けたいという本人たちの思いにそって、昨年度初めてお伝えをしたところです。大阪府においては、さっそくその願いを採択いただき、障害者差別解消ガイドラインわかりやすい版の製作をご依頼いただき、当事者の手で成果物を完成できたことに、本人たちは達成感と充実感を大いに感じておりました。

知的障がいがあっても適切な支援や配慮があれば、言葉と行動をもって自分たちの意思を伝え、思いを表現する当事者がたくさんいることを知ってください。

そして、大阪府の障がい福祉行政の起点は、本人の声からしか始まらないことを、私たちとともに認識していただきたいと思います。

① 新しい成年後見制度のわかりやすい版パンフレットを作らせてください。

（回答）

○ 今回の成年後見制度改正については、ご利用される方への意思決定支援について、重きを置いた法改正であると認識しています。

○ これまで、成年後見制度に関するパンフレットにつきましては、制度を所管する法務省を始め、家庭裁判所など様々な機関で作成されており、厚生労働省が運営する成年後見利用促進ポータルサイトにも、ご本人、ご家族、支援者等向けのパンフレットや動画等が掲載されているところです。

○ 新しい制度の内容については、国において、今後パンフレットの作成等を通じて周知啓発を進めると聞いています。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目） 〔1〕大阪手をつなぐ育成会本人支部（大阪ともだちの会）より ②私たちを使ってお金儲けをする事業所があります。そういう事業所に厳しくしてください。
（回答） ○ 障がい福祉サービス事業者等は、利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供を行うことが前提であり、利益のみを優先するような運営はあってはならないと考えております。 ○ 本府におきましては、法令違反や不適切な運営が疑われる事業所に対しては、通報や運営指導を通じて事実関係を確認し、必要に応じて、改善指導、行政処分を含め、厳正に対処してまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔1〕 大阪手をつなぐ育成会本人支部（大阪ともだちの会）より

③ 私たちのことについて、制度など何かを決めるときは、まず私たちの意見を聞いてください！

（回答）

○ 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議及び障がい者に関する施策の推進についての関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務を行う大阪府障がい者施策推進協議会においては、大阪ともだちの会より委員就任いただき、協議会にご出席いただくとともに、ご意見を賜っているところです。

○ 引き続き、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただき、ご意見をお伺いしながら、障がい者計画の策定をはじめ、さまざまな検討を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目2）

〔2〕 知的障がいのある人への差別解消について

昨年度当会本人支部からの要望「合理的配慮のわかりやすい版パンフレットを作らせてください」を取り上げていただき、『当事者にわかりやすい差別解消ガイドラインの説明資料』が完成できたことを大変うれしく思っています。また、差別解消等を進めるにあたり、府行政と障がい当事者が力を合わせて取り組めたことに大きな意味があると思います。

令和7年度は、「大阪関西万博」が開催されました。この世界的な催事が成功できたのは、大阪府のご尽力の賜物です。万博会場では、さまざまな基礎的環境整備や合理的配慮が形として表されました。ぜひ、そのレガシーをこれから大阪府における障がい福祉行政に生かしていただきたいと思います。

① 虐待防止研修での差別事案に関するアンケートについて

大切な調査ですので継続をお願いします。また、地域の中で差別等と出会うのはヘルパーやグループホーム従事者ですので、その体験や声を活かせるように実施し、公表してください。

（回答）

○ 昨年度は、事業所を対象に実施した大阪府障がい者虐待防止研修において、アンケート結果を公表するとともに、利用者が差別を受けたと思われる場面に遭遇した際には、行政機関の相談窓口につながるよう支援することについて協力を依頼しました。また、障がい特性等により利用者自身が合理的配慮を求める意思の表明が困難な場合には、支援者が利用者を補佐する立場から、事業の実施者に対して合理的配慮を求める意思の表明を行うこと等についても協力を依頼しました。

○ アンケートの実施については、今後も継続することを検討してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目2） 〔2〕 知的障がいのある人への差別解消について ② 『差別解消ガイドライン・わかりやすい版』について 当事者のエンパワメントにつながるような活用を期待しますが、この後、どのような展開を計画されているかをお聞かせください。 さらに、公共施設や公共交通機関、民間事業者の研修教材としても活用されるよう、大阪府の公式な教材とし、PRしてください。
（回答） ○ 本冊子は、知的障がいのある方への情報保障として作成された経緯があり、あらゆる人にとってわかりやすい資料となっています。多くの事業で活用いただけるよう、研修や府ホームページ、市町村等への配布など、様々な機会を捉えて周知してまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目） 〔2〕 知的障がいのある人への差別解消について ③事業者による合理的配慮について 義務となって2年が経過しましたが、社会に広がっているという認識には至りません。『基礎的環境整備』も含めて『合理的配慮』について、大阪府が事業者向けに実施した研修や啓発、助成制度等を教えてください。
（回答） ○ 合理的配慮が個々の障がいのある方からの申出について行われる対応であることに対し、環境の整備は多数の障がいのある方が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から行われるもので、障害者差別解消法において、行政機関・事業者ともに努力義務となっています。 ○ 環境の整備は、障がいのある人との関係が長期にわたる場合において、その都度の合理的配慮の提供が不要になる等、障がいのある方が暮らしやすい社会の実現をめざす観点から有効であり、合理的配慮と環境の整備の取組を両輪で進めることが重要です。 ○ 昨年度、府では事業者を対象に、合理的配慮や環境の整備について、府主催の障がい者差別解消研修や医療機関関係団体、宿泊事業者、住宅関連事業者等へ障がい者差別解消に関する出張講義を行っております。 今後とも、合理的配慮の提供と併せて、環境の整備を進めることの重要性等について、周知・啓発に取り組んでまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔2〕 知的障がいのある人への差別解消について

④医療機関での合理的配慮について

『医療サポート手帳』は、平成 19 年、全国に先駆けて大阪府が発行されたものです。この手帳の有意性を当会としては改めて認識しているところです。これを現在の時勢に合わせて改訂し、障がい当事者および医療機関に配布して活用していただくようお願いします。

なお、会員からは「入院・手術が必要だったが、パニックになる等で対応できないと言われ、あきらめた」「複数の診療科で麻酔しての検査や治療が必要で、麻酔を繰り返している、一度にできないか」等の声があります。

（回答）

○医療サポート手帳については、当時の障がい者地域医療ネットワーク推進事業の一環で作成したものであり、現時点においてその改訂は予定しておりません。

○ 今後も引き続き、障がい者の方が身近な地域をはじめとして、安心して医療機関を受診していただけるよう、医療機関や福祉・保健関係機関に従事する方々に対して、障がいの理解を深めていただけるよう周知、啓発してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔2〕 知的障がいのある人への差別解消について

⑤ 障がい者の住居確保について

グループホームから単身生活へ、親と同居から単身生活へ、行動障がいのある人の単身生活など、障がいのある人が住居を借りる際の障壁は未だ消えません。入居だけでなく、日常的な見守りや相談も受けられる「居住支援法人」が、府下すべての市町村に設置されるよう、大阪府としてさらに強力な補助制度を実施してください。

（回答）

- 高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく住宅セーフティネット制度の充実を図っています。
- 大阪府は居住支援法人の指定数が全国最多ですが、地域による偏りもあるため、令和 7 年度に Osaka あんしん住まい推進協議会（大阪府居住支援協議会）の部会として、府内の 8 つの地域（豊能、三島、北河内、大阪、中河内、南河内、泉北、泉南）において、居住支援法人で構成する「居住支援法人ネットワーク会議」を立ち上げており、地域毎に体制の検討・整備を進めているところです。
- また、地域の実情に応じたきめ細やかな居住支援の実施に向けては、市町村の居住支援協議会が重要な役割を担うと考え、令和 4 年度に、協議会の設立促進を目的として、居住支援法人等を対象とした補助制度を創設し、体制整備を進めてきました。
- その結果、令和 8 年 3 月には箕面市と池田市が合同設置したほか、令和 8 年 6 月 26 日には大阪市で居住支援協議会が設立され、これまでに設立された、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市、堺市及び八尾市と合わせて府内市町村の居住支援協議会は 9 つとなっています。
- 住宅セーフティネット法の改正により市町村における居住支援協議会設立が努力義務化されたことも踏まえ、今後より一層、府域の居住支援体制の充実を図っていきます。

(回答部局課名)
都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目） 〔2〕 知的障がいのある人への差別解消について ⑥商品・サービス事業者の合理的配慮について 知的障がいのある人・子どもが余暇を過ごす施設（スポーツ施設、娯楽施設等）にも、合理的配慮を、広げて下さい。
（回答） ○ 余暇活動の充実は、心身の健康や社会とのつながりの面で非常に重要であると考えております。 ○ 福祉部では広く一般に向けた啓発に取り組んでおり、他の部局が所管する業種に対しての啓発は当該業種を所管する部局で担うものと考えますが、相談対応の状況等から業界全体への啓発が必要と判断した場合は、関係部局と連携しながら、普及・啓発に努めてまいります。 ○ また、府に配置している広域支援相談員においても、相談事例を通じて事業者への理解促進を図るなど、必要な支援に取り組んでまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔2〕 知的障がいのある人への差別解消について

⑦差別解消地域協議会について

未設置の市町村が、昨年のご回答では 19 市町村でした。これを解消していくために、設置に必要な情報として、具体的な設置モデルを大阪府として提示して、設置を促進してください。

（回答）

- 令和8年4月1日現在、府内 17 市町村において障がい者差別解消支援地域協議会が未設置となっております。障がい者差別解消支援地域協議会は、地域における様々な関係機関から構成され、障がい者差別解消に向けた協議を通じて、地域における差別解消の機運醸成を図り、取組みを主体的に行うネットワークとして機能することが期待されています。
- 障害者差別解消法で、地方公共団体は同協議会を設置することができると規定されており、設置については各市町村が判断することではありますが、同協議会が機能することで、各市町村における差別解消の取組みが推進することが期待されます。
- このため、府としては、すべての市町村で同協議会が設置され、求められる機能が果たされるよう、市町村との情報交換会等における好事例と思われる取組みの情報提供や、各市町村の同協議会へ出張し具体的な事例を提供するなどの取組みを通じ、引き続き市町村を支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔3〕 知的障がいの啓発について

大阪関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」が示す「一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮し、生き生きと輝ける社会をめざす」ことを、世界中の人々が認識しました。

他方、国連の障害者権利条約、対日審査総括所見では、①社会モデル（人権モデル）への転換②優生思想の根絶③脱施設、地域共生の実現が日本に求められています。

万博を主導した大阪府だからこそ、『障がいの啓発』においても、万博のレガシーを活用した取組みを行っていただけるよう望みます。

① 大阪府職員や、警察消防などの機関職員への理解啓発について

行政の福祉化を実現するために、大阪府職員や、警察消防などといった機関職員への人権研修に、知的・発達障がいの特性を理解する内容を取り入れるようにしてください。必要に応じて、私たちが講師として出講させていただき、知的発達障がいの疑似体験や必要な資料などを供与させていただきます。

（回答）

○ 人事課が実施する大阪府職員への研修につきましては、各職階への昇任時に「大阪府障害者差別解消条例」等の意義や「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の内容のほか、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組などに関する研修を実施しております。

○ また、今年度は大阪府警察で行われた警察署等の窓口業務担当者に対する講習において、府民応接の向上を図る一環として、発達障がいの特性を理解する内容の講義を行いました。

○引き続き、関係機関が連携して、発達障がいの理解促進に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

総務部 人事課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔3〕 知的障がいの啓発について

②特性に合わせたコミュニケーション方法への理解について

知的障がいにより言葉での会話が難しい場合、地域や周囲の人は、本人ではなく家族や支援者へ話しかけることが多いです。しかし本人の中には、絵カード交換式コミュニケーションシステム（PECS）やコミュニケーションメモ等を利用して、自分でやりとりできる人もいます。このようなコミュニケーション方法があることを、地域や事業者（教育・福祉含む）へ啓発してください。

（回答）

- 第5次大阪府障がい者計画は、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とし、また三つの最重点施策として「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」と「専門性の高い分野への支援の充実」を位置づけ、障がい者の地域における自立と社会参加の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。
- 現行計画は今年度末をもって計画期間が終了することから、第6次大阪府障がい者計画の策定に向け、昨年度、当事者やその家族、地域団体の関係者、市町村職員等で構成する計画策定検討部会において、生活ニーズ実態調査の結果も踏まえながら、次期計画の方向性について議論を重ねていただきました。
- 本年6月に取りまとめられた意見具申では、
 - ・「地域の多様な主体が相互理解を深めながら、地域の中で支え合う社会をともにデザインしていくことこそが、万博の貴重なレガシーとして長く地域の中で継承されるべき」
 - ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、平常時のみならず、災害発生時においても正確でわかりやすい情報発信等、様々な障がい者への幅広い情報保障が必要」
 - ・「地域住民や関係事業者等が障がい理解を深め、障がい者に対する配慮が円滑に進む環境を整備するためには、障がい者の暮らしや、その特性に応じた暮らしやすくするためのサービスや機具等に関する認識を広めるといった取組みも必要」
 との提言がなされました。

- 府としては、この意見具申の内容を踏まえ、次期計画の策定を進めるとともに、市町村との連携を一層強化しながら、障がいのある方一人ひとりが希望する暮らしを実現できるよう、取組を推進してまいります。
- なお、府の設置する砂川厚生福祉センター及びこんごう福祉センターさわやかでは、強度行動障がいの状態にある方へ支援を行うにあたり、視覚的に分かりやすく、理解を助ける工夫として絵カードを活用する等して、利用者の特性を踏まえてコミュニケーションを行うこととしています。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔４〕 知的障がいのある人への虐待防止について

大阪府の虐待発生件数は変わらず全国トップであります。本来あってはならない障がい福祉施設従事者等による虐待事案も後を絶ちません。本年２月に発覚した、千葉県ของกลุ่มホーム事業所の管理者による利用者虐待死亡事案には、改めて大きな衝撃を受けました。

一方、障がい福祉サービスの人材難は叫ばれて久しく、募集をかけても応募が無く、事業所を維持していくためには、人を選ぶことができない状況であることがうかがえます。

そんな現状の中、多様な事業体の参入が質の悪い「福祉ビジネス」を呼び込んでいる実態もあります。

私たちの大切な我が子を託す「支援者への信頼」が、揺らいでいます。

養護者による虐待を見ると、件数は依然として多い状況にあります。私たちは若い世代を含めた家族への支援「家庭支援」が、虐待予防に必須だと思っています。それには保護者の学習の機会が必要で、人権や障がい特性を学習できる機会を、様々な年代の家族に届ける必要があると考えます。

① 障がい福祉サービス事業所の実地指導について

国が定める３年に一度の実地指導の確実な実施ができるように、各指定権者と連携をして、統一感を持った指導体制と内容を構築してください。

また、実地指導で「虐待防止委員会の実効性」と「意思決定支援の実施状況」を重点項目として、府下すべての指定権者による指導がなされるように、広域行政として進めてください。

（回答）

○ 障害福祉サービス事業所等に対する運営指導につきましては、国が定める指針や運営指導マニュアル等に基づき、計画的に実施しているところです。虐待防止の取組は、利用者の権利擁護や適切なサービス提供を確保する上で重要なものであると認識しております。

○ 今年度の運営指導におきましては、国の方針を踏まえながら、特に「虐待防止委員会の運営状況」及び「意思決定支援の実施状況」について確認しているところです。

○ まず、虐待防止委員会の運営状況につきましては、委員会が定期的開催されているか、虐待防止に関する研修が適切に実施されているか等を確認してまいります。その結果、改善が必要と認められる事項がある場合には、関係法令等に基づき必要な指導を行ってまいります。 ○ また、意思決定支援の実施状況につきましては、「意思決定支援ガイドライン」の趣旨を踏まえ、利用者本人の意思や意向等を尊重した支援が行われているか、その内容が個別支援計画に適切に反映されているかといった点について確認してまいります。 ○ 府内における運営指導の実施体制の充実や指導内容の平準化については、定期的に府内指定権者との会議の場を設定し、府内において一定の水準を確保した指導が行われるよう、意見交換等を行っております。今後も引き続き、関係する指定権者と連携しながら、障害福祉サービス事業所等における虐待の防止及び利用者の権利擁護の推進に取り組んでまいります。
(回答部局課名) 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目） 〔４〕 知的障がいのある人への虐待防止について ②以下について国へ強力に働きかけてください ・ 不適切な障害福祉サービス事業者を出さないためにも、事業者指定のプロセスに専門家による審査会の設置を市町村の義務とするなど、事業者指定の仕組みを検討してください。
（回答） ○ 障がい福祉サービス事業者等の指定に際しては、国が事業者指定の全体像や指定事務に関連する制度の概要を体系的にまとめた資料として、令和８年６月に作成した「障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン」を参考に指定事務を行っているところです。 ○ 不適切な障がい福祉サービス事業者等を出さないために、人員基準に必要となる職員の配置状況や資格情報や処分に伴い欠格になった役員等の情報について、指定権者間で共有できるシステムの構築を国に要望しています。 ○ また、行政処分（指定取消し等）を受けた障がい福祉サービス事業者等の欠格事由者の拡大等についても国に要望しています。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔４〕 知的障がいのある人への虐待防止について

②以下について国へ強力に働きかけてください

- ・教育機関を虐待防止法の適用対象に加えてください。そうすることが、教職員の資質の向上につながるものと考えています。

（回答）

- 障害者虐待防止法では、学校、保育所等での障がい者虐待について、既存の法令に基づき対応可能な部分があることや学校での指導と虐待行為を第三者が判断することは困難であること等を考慮し、これらの施設の長や管理者には、虐待を防止するため必要な措置を講ずることとされています。そのため教育機関での虐待に関する相談があった際には所管部署と連携し、適切に対応を引き継いでおります。今後も引き続き、所管部署と連携しながら虐待防止に取り組んでまいります。
- 府教育庁では、「子どもたちの輝く未来のために - 児童虐待防止のてびき -」を作成し、児童虐待の早期発見・防止に努めるとともに、福祉部が実施する「障がい者虐待防止・権利擁護研修」の参加について、令和２年度から間接的防止措置先である府立学校に周知しています。
- また、府立支援学校においては、全教職員が子どもの人権を尊重するという視点から「不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート」を活用して、毎年１回以上自己点検を行うなど、不適切な指導等の未然防止に努めているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔4〕 知的障がいのある人への虐待防止について

②以下について国へ強力に働きかけてください

- ・日本版DBS（性犯罪者を確認する仕組み）が福祉業界にも適用されることに対して、国民および関係業界への丁寧な説明を行い、運用が円滑に行われるように配慮してください。

（回答）

- こども性暴力防止法にかかる取組みについては、令和8年12月25日の施行に向けて、国のホームページで必要な取組みが示されており、府においてもホームページで案内するとともに、国通知やリーフレットなど必要な情報を随時、事業所及び市町村に周知しているところです。引き続き、本制度の運用が円滑に行われるよう努めてまいります。
- なお、こども性暴力防止法の施行に向けて、事業者等が安全確保措置や情報管理措置等を着実に実行できるよう、国において財政措置を講じ、必要な支援を行うことについて、国に要望しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔5〕知的障がいのある人の家族支援について

私たちは昨年度、会員向けに「相談支援事業所に関するアンケート」を実施し、様々なテーマについての日常的な相談先について調査しました。その相談先として、相談支援事業所とともに、多数を占めたのが「親仲間、親の会」でした。

テーマは、お金、病気やケガ、将来のこと、人間関係などで、生活に密着した困りごとになるほどに「親仲間」に相談するという回答でした。このことから、家族が、日ごろの困りごとを気軽に話せる人・場所が必要であることを、改めて認識しました。

また昨年、当会が開催した「大阪知的障がい者福祉大会」では、知的障がい当事者の「きょうだい」をテーマに実施し、きょうだいは育ちの過程でさまざまな制約や我慢があることを共有し、改めてきょうだいに対する「ヤングケアラー」としての支援が必要であることを確認しました。

①親が学べる教材について

養護者虐待を予防するために、親が学べる教材（人権、障がい特性、意思決定支援、コミュニケーション支援などの動画）を作成してください。

作成する動画は、いわゆる「概要もの」ではなく、実際の事例や体験などを用いた、受講者がイメージしやすいものとしてください。

②保護者研修について

①の動画を用いた保護者向けの研修を実施してください。研修の開催は、児童発達支援、放課後等デイサービスでの家族支援（加算対象）や、児童発達支援センター保護者会、支援学校PTA、当団体を含めた親の会・サークル、知的障がい者相談員などが主体的に実施できる仕組みを作ってください。

（回答）

○ 障がい者虐待は、障がいのある方の尊厳や権利を侵害する極めて深刻な行為であり、その予防のためには、障がいへの理解や権利擁護に関する正しい知識を普及啓発していくことは重要であると考えています。

○ 昨年度貴会からの要望を受け、随時型府政学習会のテーマに障がいのある方の人権や障がい者虐待、障がい者差別に関する内容を設定し、府民が学ぶことのできる機会の提供に取り組んでいます。

- また、障がい者虐待防止に関する啓発動画を作成し、YouTube にて公開しています。今後もこれらのコンテンツについて、市町村や障がい福祉サービス事業所等への周知を図り、必要に応じて活用いただけるよう努めてまいります。
- なお、保護者向け研修や家族支援に関する取組については、関係機関等とも連携しながら、障がい児者及びその家族への理解促進に努めてまいります。
- 行政の取組のみによらず、各団体等においても前述のコンテンツ等も活用いただきながら、障がい者虐待の防止が図られることをめざします。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔5〕 知的障がいのある人の家族支援について

③知的障がい者相談員について

『知的障がい者相談員』は市町村が行う事務と承知していますが、その従事者研修については大阪府が所管していると認識しています。

当会が実施したアンケートでもわかる通り、親の支えは、児童期、成人期いずれも、ピアサポートが有効です。貴重な社会資源であるこの相談員が適切に活用されるべく、この制度の各市町村での現状を把握いただくとともに、相談活動に即した内容の研修を実施してください。

（回答）

○知的障がい者相談員研修につきましては、研修後に受講者からいただくアンケート結果を通じて現場のニーズ等を把握し、それらを踏まえて今後の研修内容を検討し実施しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔5〕知的障がいのある人の家族支援について

④同じ立場の親が対応する相談事業について

昨年の要望で「知的障がい児者なんでも相談事業」について、滋賀県を例にあげ、大阪府での実施をお願いしました。この相談事業は困りごとを抱え込んでしまう家族に向けたものです。顕在化しない困りごとを拾い上げないと、「孤育て」や「虐待」といった事案に繋がってしまいます。

行政や専門機関に相談するのはハードルが高いと感じる家族、そのため身近な親仲間・親の会を頼る家族、さらに、そんな仲間と出会えず抱え込んでいる家族、このニーズに対応すべく、大阪府でも「府域すべての知的障がいの親」に対し、同じ親の立場でなんでも相談できる事業を実施してください。

（回答）

○ 府では、障がい者自立相談支援センターにおいて、18歳以上の知的な障がいのある人やそのご家族からの相談を受けております。

ご要望の事業については、実施体制や事業内容等を踏まえると、府として実施することは困難です。

引き続き、地域の様々な関係機関と連携して、知的障がい者の生活の充実を目指して支援を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔5〕 知的障がいのある人の家族支援について

⑤ きょうだい、ヤングケアラーについて

知的障がい当事者の「きょうだい」は、友だちや家族にも言えない悩みを抱えています。そんな中、人生における大切な時期に、我慢やあきらめといったことも含めて、自らの境遇を受け入れています。

大阪府においては、障がい当事者の「きょうだい」というヤングケアラーが互いを支え合えるよう、障がい当事者「きょうだい」が集える場づくりを行ってください。これについてはすでに民間による実践があります。

（回答）

- 大阪府では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーを支援するため、令和4年3月に策定、令和6年12月に改定した「大阪府ヤングケアラー支援推進指針」に基づき、家族のケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって負担が重い状態になっているヤングケアラーを支援する取組を進めています。
- 本指針に基づき、大阪府では令和7年度より18歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業を実施しており、家族のケアという同じ経験を持つ仲間とつながることができる場、当事者同士が交流できる場として、オンラインサロンを定期的で開催しています。加えて、家族のケアをしてきた経験を持つピアスタッフや福祉の専門職がヤングケアラーの話を聞き、相談内容に応じて関係機関との調整や行政の窓口への同行支援等の各種サポートを実施しています。
- また、地域において、ヤングケアラーの当事者団体を含む民間支援団体の取組が進むよう、大阪府福祉基金を活用して、民間支援団体に助成を行うことで、ヤングケアラーが安心して過ごせる居場所づくりのモデルとなるよう取組を進めています。
- これらの取組を通じて、子どもや若者が家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り拓いていくことが叶う社会の実現をめざしてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 子ども家庭局 青少年支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔6〕地域の相談支援体制について

昨年私たちの会員 105 名に、相談支援事業についての利用状況などアンケートをとりました。その回答から、約 70%の方が指定相談支援（計画相談）に様々な相談をし、頼りにしている様子がうかがえました。

一方「話は聞いてくれるけど、何もしてくれない」「困ったときに頼りにできない」「相談員が度々変わる」という意見もありました。また、「1 年以上会っていない」が約 9%、サービス担当者会議が開催されたことがない」が約 33%。「何をしてくれるのか、わかっていない」という意見も多かったです。

また、委託相談については「専門性が低い、頼りにならない」という意見がある一方、多くの方は存在を知らない、接点がないこともわかりました。

一向に変わらない地域の相談支援体制に対してあらためて、基幹相談支援には、地域における「相談支援体制の確立」や「地域資源の開拓開発」を主導していただくとともに、委託相談支援については、大阪府が言われるところの「よろず相談」の窓口として、機能していただくことを強く望みます。

①『大阪府サービス等利用計画サポートツール』について

前年度、指定相談支援の支援の質の向上に対して『サービス等利用計画サポートツール』の周知をしているという回答をいただきましたが、このツールは平成 29 年発出のものであり、障がい福祉サービスの事業や運用が変わっていますし、コロナ禍を通して変化した社会情勢などの影響もあるので、現況に合わせた改訂をしてください。

（回答）

○ 大阪府サービス等利用計画サポートツールは、相談支援の質の向上を目的として、相談支援専門員自身、事業所、基幹相談支援センター、自立支援協議会、市町村、利用者本人等が、サービス等利用計画の評価を行う際の視点、しくみについて検討し、実務に役立てていただけるよう、大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会において作成しました。

○ ツール内のチェックシートを活用するにあたっては、個々の利用者の意向や地域資源の状況により異なるため、ご理解いただいた上で活用いただいているところです。

○ また、市町村（地域）の状況にあわせて、大阪府障がい者自立支援協議会

で作成した相談支援にかかる各種ハンドブックも参考いただくよう、あわせて周知しているところです。

(回答部局課名)
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔6〕 地域の相談支援体制について

② 指定相談支援の質の向上について

会員からは前述のような質の低さを嘆く声が届いています。ツール周知だけでなく、大阪府として各地域の基幹相談での「地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成」の状況を把握し、必要な支援助言等を望みますが、現状はいかがでしょうか。

（回答）

○ 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として位置づけられています。

○ 毎年、府内市町村数か所程度にヒアリングを実施し、相談支援体制の現状と課題、基幹相談支援センターが担う役割等も合わせて確認しています。市町村のこれまでの障がい施策の進め方により、基幹相談支援センターが地域で担う役割分担の違いはありますが、役割分担ができていない一部市町村については、「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」を確認するように助言し、また、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、業務の整理を行うなど、支援を進めているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔6〕地域の相談支援体制について

③望まないセルフプランについて

会員から「計画相談の事業所が見つからない」という声が複数あがっています。国は望まないセルフプランを解消する方針だと聞きました。大阪府はその解消をめざすため、どのようなお考えなのかをお聞かせください。

（回答）

- 府においては、適切なサービス等利用計画を作成するために必要な相談支援専門員を確保するため、相談支援従事者研修の充実に努めているところで
- また、相談支援専門員の質と量の確保及び市町村における相談支援体制の充実が図られるよう、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、引き続き、市町村の取組を促進してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔6〕地域の相談支援体制について

④委託相談について

委託相談について、私たちは実効性を発揮しているとは思っていません。それは当会のアンケート結果からも明らかなです。大阪府には私たちユーザーの声や認識を理解していただき、各市町村行政へお届けいただきたいと思います。そのために、私たちユーザーへのヒアリングを行っていただくよう重ねてお願いします。

（回答）

○ 委託相談を含む相談支援体制の充実については、市町村において地域の実情に応じた相談支援体制の整備が進められるよう、府として、人材の養成・確保をはじめとした取組を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔6〕 地域の相談支援体制について

⑤地域の相談支援体制について

各市町村における、基幹、委託、指定といった相談支援の三層構造とそれぞれの役割について、府下市町村における実態調査をしていただき、公表してください。また、その公表された結果をもって、私たちは市町村とやりとりをしたいと思っています。

（回答）

- 市町村における相談支援体制の状況については、市町村ヒアリング及び国調査の機会を活用して継続的に把握しているところです。
- 市町村における相談支援体制の整備が進められるよう、調査結果を市町村へ提供するとともに、相談支援体制のさらなる充実をめざして、府として市町村の支援に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔7〕 障がい者地域自立支援協議会について

地域における障がい福祉の充実をねらい、資源の有無または質や量をはかり、さらには評価するといった、地域福祉の要ともいえる地域自立支援協議会に、私たちは大いに期待しているところです。また、当会の会員には協議会の委員として参画している方も多くいますので、各地域でしっかり活躍したいという思いがあります。

しかしその実態は、市町村によって運営内容の格差があり、形骸化しているところがあります。地域づくりに欠かせない協議会が、すべての市町村で意味のあるものとなることを望みます。

① 地域自立支援協議会について

地域自立支援協議会は市町村が行う施策であることは理解しています。また、府としては希望する市町村に対してアドバイザー派遣を行うなど協議会活性化への取り組みを進めていただいていることも承知していますが、派遣を希望されない市町村は放置されたままでは、市町村格差はなくなりません。私たち当事者も市町村と協議をしていくつもりですが、大阪府としては善後策をどのようにお考えでしょうか。

（回答）

- 本府障がい者自立支援協議会は、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップなどを協議しており、平成 29 年度より地域自立支援協議会を核にした「地域ネットワークの構築」を軸に、地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向け、大阪府障がい者相談支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）との連携による地域支援の取組を実施しているところです。
- アドバイザーの派遣にあたっては、市町村からの申請型と本府障がい者自立支援協議会から派遣するアウトリーチ型があります。
- アウトリーチ型の派遣については、毎年2月頃に府内全市町村に対して、アンケートを実施し、その結果等を踏まえ、ヒアリング対象市町村を決定します。6 月頃にヒアリングを実施し、地域自立支援協議会の取組状況を把握しています。そして、それらの結果に基づき、アドバイザー派遣候補先の市

町村を事務局である府が選定し、10月に開催する本府障がい者自立支援協議会において、アドバイザーを派遣する市町村を決定しています。

- 今後とも地域自立支援協議会の更なる活性化のため、市町村の状況を把握し、引き続きアドバイザー派遣を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔7〕 障がい者地域自立支援協議会について

②大阪府自立支援協議会について

私たちが思う現在の府域における最重要課題は「強度行動障がい状態にある人への支援」「児童発達支援センターをはじめとする中核機能強化における児童期の支援」です。大阪府自立支援協議会内に上記 2 つの部会を立ち上げていただくよう昨年要望しましたが、明確な回答をいただいております。回答いただいた内容では、課題解決に至る道筋が見えません。高い専門性、複雑な連携が必要なこれら課題に対して、官民協働の体制で臨むべく、あらためてその協議の場として部会設置をお願いします。

（回答）

- 地域生活への移行又は地域生活を継続するために必要な地域における強度行動障がいの状態にある方の支援体制を整備することを目的として、障がい者自立支援協議会のケアマネジメント推進部会に設置した「地域生活促進アセスメントワーキンググループ」において、市町村が活用するアセスメントシートやマニュアルを令和 7 年度に作成したところです。
- 強度行動障がいの状態にある方の支援が府域で進められるよう、令和 8 年度に大阪府内全域に実態の把握を行うよう市町村へ依頼を行い、各地域の現状を踏まえた体制整備が進むよう、府としても引き続き、市町村とともに取組を進めてまいります。
- 「児童発達支援センターをはじめとする中核機能強化における児童期の支援」については、大阪府においても重要な課題として認識しています。府では、「地域発達支援事業所等サポート事業」を実施し、発達障がいに関する専門的立場から、府内 6 ヶ所に設置する大阪府発達支援拠点が各圏域の児童発達支援センターに対して、連携・協働による機関支援やコンサルテーション等を実施する人材の養成支援等、地域の障がい児支援体制構築のバックアップを行っています。
- また、圏域ごとに市町村・児童発達支援センター・発達支援拠点が参加する意見交換会を開催し、実践事例や課題等を共有しています。なお、令和 9 年度が開始年度となる、第 4 期障がい児福祉計画の成果目標に「インクルー

ジョン推進のための協議の場の設置」が新たに設定することとなり、この協議の場のあり方について検討していきます。

- 引き続き、児童発達支援センターをはじめとする中核機能強化の推進について、取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔８〕知的障がいのある人の生活水準の向上

近年の物価高の傾向が変わらない上に、不穏な国際情勢の影響から、さらなる物価高騰が現在進行形で続いている社会情勢です。他方、障がいのある人の所得としての障害基礎年金は、物価に合わせた支給額の改訂が一定行われますが、マクロ経済スライドによる調整ブレーキが働くので、実質減額されているという印象を私たち当事者はもっています。

大阪府においてはこの間、国交付金を活用した事業者支援を行っていただいておりますが、生活水準を明らかに下げている障がい当事者に対しても、社会保障としての支援があるべきと考えています。

①知的障がいのある当事者の生活について

当事者の生活は厳しさが増すばかりですので、当事者に直接届く支給や補助など、大阪府独自の施策を行ってください。

②以下について国へ強力に働きかけてください

- ・総括所見における勧告に基づき、障害基礎年金の額について、早急に全国手をつなぐ育成会連合会を含む障がい当事者団体と協議の場を設けてください。

- ・「知的障がい」を法律上も定義をした上で、障害基礎年金の判定基準に「知的障がい」という生来の障がいであることを明確にするとともに、軽度知的障がい者も対象になりうるよう見直してください。さらに、知的障がいの状態が変動することは考えられないため、一定の再認定を経た後は永久認定となるようにしてください。

- ・障害基礎年金の給付額は、生活保護制度に定める最低所得水準に極力近づけていただき、真に国による所得保障として位置づけてください。

- ・軽度の人にも年金は必要です。３級年金を創設してください。

- ・令和６年度に起きた不支給事案について、不支給となった事案だけではなく、１級相当なのに２級判定であった事案も速やかに点検し、支給されなかった年金がご本人に届くようにしてください。

- ・就労している障がいのある人が、最低賃金上昇による収入アップになっていることはありがたいのですが、そのわずかな収入増によって市町村民税課税世帯となり、障害福祉サービスの自己負担が発生し、グループホームの家賃補助が受給できなくなっています。障がいのある人の所得税制の障害者控除額を引き上げてください。

(回答)

- 物価高騰が続く中、その影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的な事業継続を支援するため、これまで国の物価高騰対対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し支援をしてきたところです。
- また、第6次大阪府障がい者計画の策定に向け、令和7年度には障がい者生活ニーズ実態調査を行い、現在の障がい者の生活の実態やニーズの適切な把握に努めております。
- 加えて、今年度、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、「令和8年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」が実施されることから、国において調査結果を踏まえた施策の検討がなされるものと認識しており、府としても、調査結果を注視してまいります。
- 障害基礎年金は、病気や事故によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、生活を支えるために支給される年金であり、現役世代の方も含めて受け取ることができる所得保障を目的とする年金です。
- 府としても、これまで国に対し障害基礎年金の増額を要望しているところであり、所得保障制度の充実を図るため、引き続き国に対し働きかけてまいります。
- 利用者負担につきましては、累次の制度改正を経て、現在では生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯における利用者負担は無料となっており、課税世帯についても、家計の負担能力等により負担上限月額を設定するなどの措置が取られています。
- 障害者総合支援法に基づく支援制度が、全ての障がい者にとって地域で安心して暮らすことができるものとなるよう、今後も引き続き国に対して要望してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔9〕 地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等（以下、拠点等）については、大阪府内でほぼ整備がなされている状況と理解しています。しかし、当事者である私たちは、整備済でも実質は機能していない、あるべき5つの機能が満たされていない、コーディネーターがいない等の状況に、整備済だけでは意味をなさないと感じています。事業の主旨にかなった質の向上がこれからの課題です。

また、大阪府においては、入所施設への待機者が1000人を超えているという状況です。それはひとえに、地域生活に私たち当事者が安心できない、我が子を託せる体制だと思えない等が起因となり、我が子の地域での自由で豊かな生活をあきらめ、施設入所を希望するしかない究極の選択をしているととらえています。

親の高齢化は待ったなしです。この拠点等の実効性が、私たちの大きな支えになることは間違いありません。すべての地域で、拠点等が私たちにわかる形で成果が積みあがることを願っています。

① 拠点等に関する公表について

昨年の回答で、各市町村が実施する拠点等の運用状況の公表について、大阪府のホームページで見える化をしているとのことでした。また、拠点等の機能の実績について、緊急時対応の件数、体験の機会の直近一年の件数をうかがいました。私たちは、拠点等の5つの機能の実施状況を整理した上で、緊急時対応や体験の機会の具体的な件数を、市町村別にして公表していただくことを要望します。地域の施策推進協議会や自立支援協議会に参画する会員が多くいる当会としては、それを参考にして市町村とやりとりをしたいと思っています。

（回答）

○ 運用状況の検証・検討の実施状況については、市町村においてそれぞれの状況に応じて公表されているところですが、府としては、全市町村において効果的に検証・検討が実施され、またその内容が公表されるよう、府のホームページに市町村の検証・検討状況を掲載することで見える化できるよう、働きかけているところです。

○ 今年度からは、「大阪府地域生活支援拠点等ポータルサイト」を作成し、各市町村ごとに、市町村問い合わせ先、運用状況の検証・検討の状況、取組内

容を掲載し周知しているところです。

- これらを掲載することで、各市町村が相互に取組みを参照できるようにするとともに、市町村の取組を事業所や関係機関及び府民へ広く周知することを目的としています。
- 併せて、市町村に対して地域生活支援拠点等に関するアンケートを実施したうえで、市町村意見交換会を実施し、アンケートやヒアリングで把握した各機能の好事例などの情報共有を行っているところです。
- 今後もこうした取組を通じて、市町村が地域の実情に合わせた創意工夫により地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築ができるよう、市町村の取組みをバックアップしてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔9〕 地域生活支援拠点等の整備について

② 面的整備における緊急対応について

居宅介護サービスの緊急対応加算や通所事業所の緊急時受入れ加算などを活用し、多くのコストを要せず課題を解決する好事例が、全国的に増えつつあります。

- ・ 通所事業所職員やヘルパーが居宅を訪問し緊急時の支援を繋ぐ
（大阪市、広島県廿日市市、東京都杉並区、府中市）
- ・ 通所サービスで臨時的にナイトケアをする（大阪市、世田谷区）
- ・ 送迎部分に特化した支援（神奈川県厚木市）

大阪府としては意見交換会などを通して、各市町村へ好事例の紹介をしていると昨年回答いただきましたが、実際府下の市町村において、これら好事例というべき取り組みが見られますか。またそれはこういった事例でしょうか。

（回答）

- 府においては、市町村に対して地域生活支援拠点等に関するアンケートを実施したうえで、市町村の意見交換会を実施し、アンケートやヒアリングで把握した各機能の好事例などの情報共有を行っているところです。
- そのアンケートにおいて、緊急時の受け入れ・対応については、訪問系サービスを活用して、障がい者を介護する家族等が、介護が困難な場合に短期入所等に介護する者を配置し支援を提供する事業を実施している事例や、緊急時の訪問系サービス等との連携として、居宅介護事業所に、不定期に訪問し、見守りも兼ねた関わりを依頼している事例もあります。
- 今後も、市町村が地域の実情に合わせた創意工夫により地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築ができるよう、市町村の取組をバックアップしてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔10〕強度行動障がい状態にある人への支援について

大阪府においては以前より、強度行動障がい状態にある人への対策を先駆的に行っていただいていることに感謝します。また現在、国において進められている中核的人材の養成等は、その課題への対策として大いに期待しています。

しかし、養成対象の人数が少ないことや具体的な進み方が見えないことで、不安も抱えているのも事実です。さらに、府下の市町村によって、理解の度合い、進み方の違いがあるように思え、不安が一層高まります。

当会としては、強度行動障がい状態にある人が、GHや単身で地域生活することができる支援をのぞんでいます。現実には、府域すべてで、日中支援や居住支援を問わず、サービス利用を断られることが多く、家族で抱え込まざるを得ない状況が続いています。対応できる人材や事業所の確保が最重要課題です。

一方、こども期からの適切な支援が重要であると言われていますが、現在の動きはこども期を後回しにしている感が否めません。大阪府として、一日も早く、教育と福祉、そして家庭の連携による「支援力の底上げ」に取り組んでいただきたいと思います。

①中核的人材について

中核的人材の養成が、令和9年度以降には都道府県単位で「中核的人材養成研修」を実施できるという国のスケジュールに私たちは期待を寄せています。については、大阪府としての「中核的人材」「広域的支援人材」を活用した地域の支援力向上についての構想、今後の計画、その準備状況も含めたお考えをお聞かせください。

（回答）

○ 中核的人材及び広域的支援人材はともに、強度行動障がいの状態にある方への支援において、地域の支援力を向上させる観点から重要な役割を担っていただくことになるかと府としても認識しています。

○ 今後、大阪府において「中核的人材養成研修」を実施すること等によって広域的支援人材を養成し、府としても強度行動障がいにある方への支援力向上に向けた取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔10〕強度行動障がい状態にある人への支援について

②集中的支援について

昨年の回答では砂川厚生福祉センター等と検討をさらに進めているとのことでしたが、一向にその様子が伝わってきません。今ある課題や今後の計画についてお聞かせください。

（回答）

○ 集中的支援については、令和8年度より集中的支援Ⅰ型(事業所訪問型)を開始しました。引き続き砂川厚生福祉センター等の関係機関や広域的支援人材と連携して、地域の支援力の向上につなげてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔10〕強度行動障がい状態にある人への支援について

③福祉と教育、家庭との連携について

大阪府では強度行動障がい支援者養成研修への教員の受講や、砂川厚生福祉センターによる支援学校へのコンサル等と具体的に進めていただいていることを嬉しく思います。

今後進んでいくと期待する中核的人材および広域的支援人材の仕組みは、教育分野にも活用する構想がとおりでしょうか。また、家庭との連携はどうお考えでしょうか。

強度行動障がい状態が最も悪化するのは中学部・高等部の時期、さらに幼児期からの環境整備が重要です。大阪府として積極的にこども期からの支援を進めていただきたいです。

（回答）

○ 教育分野における中核的支援人材の仕組みは、支援学校において、リーディングスタッフの先生方が教育現場においてその役割を担っていると理解しています。コンサル事業においても、リーディングスタッフの先生を中心に、ご協力いただいております。また、校内での相談があれば助言し、地域の小中学校等からの相談に対して、コンサル事業で実施した内容を参考にして、対応方法をアドバイスをする等の行動障がいの支援の普及をしていただいております。

○ 府においても、こども期からの支援が強度行動障がいの予防に大きな意味があると理解し、強度行動障がいについてコンサルテーションを支援学校を対象に令和3年度より実施しています。

○ 令和8年度からは、学校内での支援チームづくり（リーディングスタッフ・コーディネーター・主席・指導教諭等を中心にチーム編成）に加え、先生方もアセスメント、支援プラン作成等、支援プロセスを作っていけるようコンサルテーション事業を実施し、福祉と学校と家庭との連携を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔10〕強度行動障がい状態にある人への支援について

④以下について国へ強力に働きかけてください

・障害福祉サービス事業、とりわけ短期入所や生活介護、児童発達支援や放課後デイなど、強度行動障がい状態にある人への支援に対するインセンティブをさらに強化し、受け入れ事業所が増えるようにしてください。

（回答）

○ 強度行動障がいの状態にある方の支援が安定的に行われるため、事業所に対する報酬等を改善させることは府としても、重要と考えており、引き続き国に要望しているところです。

○ 強度行動障がい支援者養成研修修了者や、中核的人材養成研修修了者を事業所に配置することで、重度障害者支援加算の対象となるため、引き続き、強度行動障がい支援者養成研修を周知するとともに、人材養成を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔11〕 共同生活援助事業（グループホーム）を含めた住まいの場について
グループホーム（以下、GH という）においては、恵グループ事案に端を発する不適切支援や、2月に明るみに出た千葉県柏市の事業者による虐待死亡事案など、不適切事業者の跋扈（ばっこ）が大きな課題であるととらえています。私たちが信頼しわが子を託す福祉サービス事業者の裏切りは、私たちにとって最大の不安であります。

GH はその特性上閉鎖的な空間で、一人の支援者・世話人が勤務する状況が往々にしてあります。支援者の人権意識をはじめとする質の向上、事業者の良識ある運営が求められるところです。

また、意思決定支援への取り組みは遅れている印象があります。单身生活をも視野に入れた、当事者の意思を確認すること。そしてそれへの支援が適切に行われることで、暮らし方の選択肢が広がるとともに、事業者や支援者の質の向上にも寄与するものと考えています。

① 福祉理念を持たない事業所について

事業所の福祉理念や専門性、支援力をはかるためには、一定の基準と指導が必要です。大阪府として、今後の実地指導や事業者指定の手続き（総量規制ふくめ）など、大阪府がどのように検討し実施されるのかをお聞かせください。

（回答）

○ 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスが提供されるよう、障がい福祉サービス事業者等の質の向上を図っていくことが重要と考えています。

○ 国は共同生活援助を運営する事業者が利用者に対して質の高い支援を提供するため、共同生活援助における運営や支援内容に関する基本的な事項をまとめた「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を令和8年2月に作成、併せて、事業者指定事務の全体像や指定事務に関連する制度の概要を体系的にまとめた「障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン」を令和8年6月に作成しています。

○ 本府におきましては、これらのガイドラインをふまえ、障がい福祉サービス事業者等の指定時における研修や集団指導を実施し、制度の周知や自己評

価の実施等を指導するとともに、職員が直接事業所等に赴き、運営状況等を確認する運営指導を行っています。
(回答部局課名) 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔11〕 共同生活援助事業（グループホーム）を含めた住まいの場について
②民間で支え合う・高め合うネットワークについて

GH の質の向上や担保には、行政の指導だけではなく、民間同士の交流、互いにアドバイスしあえるようなネットワークが有効です。特に、新規参入したばかりで孤立しがちな事業者やスタッフが、利用者主体の生活という本来の目的に沿って交流することは、質の良い支援につながります。

東大阪市では障害者地域自立支援協議会にひもづく形で、地域生活支援会議が設置されています。これは、GH をはじめとする地域の事業所のネットワーク会議であり、情報共有、多面的な連携を前提として、地域福祉の底上げをねらったものです。

このような取組みが府下全域に広がるよう、また行政での実行だけでなく、民間への事業委託も含めてご検討ください。

（回答）

- 府では、グループホームにおいて障がいのある人の日常生活の支援を行う世話人等が支援を行う上で必要な知識を得ることを目的として、グループホームに世話人等として従事する方を対象に、グループホーム世話人等研修を毎年実施しています。
- 本研修では、障がいの特性理解や基本的支援を学ぶ配信講義を行っている他、対面の講義・演習では、支援者のバーンアウトを防ぐ観点からの支援者のストレスケアをテーマとした講義や、演習を通じて意見交換を行い、より良い支援につなげていただくとともに、参加者同士の交流も図っています。
- より身近である市町村において、本研修を参考としていただき、世話人等が情報共有や相談し合える場づくりを進めてもらえるよう、令和6年度からは市町村も本研修を聴講できることとしているところです。
- 今後も市町村が地域の実情に応じてグループホームのネットワークを構築できるようバックアップしてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔11〕 共同生活援助事業（グループホーム）を含めた住まいの場について

③ 支援者（世話人含む）の育成について

GHで利用者が最も近しく接するスタッフ・世話人には、専門性を有していない、あるいはこれまで支援経験の無い人が多くいることに、私たちの不安があります。また生活支援員が日々の生活にどう関わっているか見えないことも不安です。

本来、生活支援員・世話人に対して助言・指導を行うのは、サービス管理責任者であり、生活支援員は利用者の生活全般の支援を行い、世話人は、家事援助を中心に生活環境の維持を担う立場であると思います。

サービス管理責任者の人材育成・指導について、行政はどのように調査や指導をされているのかを教えてください。

（回答）

- サービス管理責任者については、事業所を新規に指定する際に、サービス管理責任者として届出のあった者について、その者が要件を満たす者であるか慎重に審査を行っているところです。また、サービス管理責任者に変更があった際には、変更届の提出を求め、新規に指定する際と同様に審査を行っています。
- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修については、国が定めるカリキュラムに基づき、指定研修事業者により実施しており、研修が円滑かつ適切に進むよう、府と研修事業者の間で企画運営会議を開催しています。
- 今後も引き続き、障がい福祉サービス等が適切に提供されるようサービス管理責任者等の研修受講の機会の確保を図るとともに、市町村と連携して研修周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔11〕 共同生活援助事業（グループホーム）を含めた住まいの場について

④地域連携推進会議について

意思決定支援の実行状況や不適切な支援（異性介護含む）の有無などは、家族ですら確認しづらいのが GH です。その現場の質を担保するには、外の風を入れることが重要であり、そのための「地域連携推進会議」に期待をしています。府下の会議開催や公表の状況はどうなっていますか？大阪府として、現状をどのように評価され発展させたいと考えているのかを教えてください。

（回答）

- 「地域連携推進会議」については、国において、障がい者グループホームが地域に開かれた事業運営を行い、利用者の暮らしの質の向上や地域との連携強化につなげることを目的として位置づけられております。
- 府としても、この会議は単なる形式的な開催ではなく、事業所の運営状況を地域の関係者に知っていただき、外部の視点を取り入れながら、支援の質や透明性を高めていくための重要な仕組みであると考えております。
- 府内の事業者には、地域連携推進会議を負担の増加として捉えるのではなく、事業所の取組を地域に理解していただき、支援の質を高める機会として活用していただきたいと考えております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔11〕 共同生活援助事業（グループホーム）を含めた住まいの場について

⑤ 重度障がい者の GH について

GH は増加しているのに、強度行動障がい等の介護・支援が難しい重度障がい者は受け入れてくれるところが見つかりません。私たちの周囲は待機している人が多いですが、GH の待機数を（入所施設のように）把握されていますか？また、どのようにこの問題を解決されますか。

また、ショートステイも同様です。重度障がい者は利用できるところが見つかりません。この把握はいかがでしょうか？問題解決へのお考えも聞かせてください。

（回答）

○ 施設入所の待機者に関する調査については、令和 4 年度の大阪府障がい者自立支援協議会において、地域全体で障がい者を支えるしくみの構築として、市町村や基幹相談支援センターをはじめとする関係機関の連携強化や、障がい者支援施設入所者のみならず、入所希望者を含めた地域移行への働きかけが重要との提言が出されたことから、毎年実施しています。

○ また、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、重度障がい者を受け入れ地域生活を支援するグループホーム及び短期入所の拡充が重要と認識しています。

○ そのため、令和 5 年度より既設のグループホーム及び短期入所に対して、重度障がい者の受入に必要環境整備に係る費用を助成する府独自事業「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施し、重度障がい者の住まいの確保に取り組んでいるところです。

○ また、府では、人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアを要する方等に対する医療型短期入所の受け入れを促進するため、病院に対し府独自の補助を行う「医療型短期入所支援強化事業」を実施し、受け入れ病院の拡充を進めているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔11〕 共同生活援助事業（グループホーム）を含めた住まいの場について

⑥以下について国へ強力に働きかけてください

- ・日中支援加算の土日祝日算定を可能としてください。
- ・令和6年度報酬改定において入所施設には認められた「職員による通院同行支援への報酬評価」をグループホームにも適用してください。
- ・グループホームの家賃補助は家賃実勢に応じた傾斜配分にしてください。また、家賃補助の支給対象者は課税非課税の別ではなく、せめて障害基礎年金の支給基準なみの所得設定としてください。

（回答）

- 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについては、先の報酬改定で、令和9年3月31日まで延長され、その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じて基本報酬が見直されたところです。
- 府においては、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を恒久的なものとするよう、関係都道府県とも連携し、要望してきたところであり、引き続き、国に要望してまいります。
- グループホームを利用している障がい者に対する家賃助成については、地域生活への移行を促進し、障がい者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する観点から、低所得者を対象に市町村が行う自立支援給付の特定障害者特別給付費として位置付けられております。
- この特定障害者特別給付費の額の改定については国の責務であることから、近畿府県をはじめとする他の自治体と連携して、利用者の実態や家賃等の地域の実情を十分に考慮し増額するよう、国に要望しているところです。
引き続き、他自治体と連携しながら、国に強く働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部）
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔12〕居宅支援サービスについて

知的障がいのある人の生活に欠かせない移動支援を始め、居宅介護や行動援護、重度訪問介護の事業所不足、ヘルパー不足が一向に改善されません。とりわけ移動支援については、平成15年の支援費制度以来、知的障がいのある人にとってはライフラインとなっており、生活の維持に欠かせない社会資源であります。

令和5年の国調査によると、障がい福祉サービスの事業所数は大阪府が全国でもっとも多く、従業者数も同様です。他方、人材の不足がもっとも顕著であるサービスとして、居宅介護事業があがっています。

障がいのある人の生活に欠かせない居宅支援サービスが質・量ともにしっかりと確保される地域づくりを、大阪府に求めます。

① 移動支援事業について

大阪府には、市町村の取り組み状況を集約し情報提供をいただいていますので、最新の調査の結果を教えてください。

② ガイドヘルパー不足について

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、すべてのヘルパーが不足していますが、特に知的障がいのある人にとって欠かせない移動支援のヘルパーは見つかりません。大阪府として移動支援従事者養成研修事業所を令和7年度は44事業者指定されており、467名の修了者があると聞いています。毎年一定の育成がありながら、ガイドヘルパーが充足しない状況について、どのようにお考えでしょうか。

③ 大阪府第6次障がい者計画について

障がいのある人が地域においてあたりまえに生活ができる「地域づくり」を行うためには、「居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援」が絶対に必要です。現在策定に向けて検討されている大阪府第6次障がい者計画は、居宅支援サービスが充実するような内容の計画にしてください。

④ 以下について国へ強力に働きかけてください

- ・ 移動支援、日中一時支援といった地域生活支援事業を障がい福祉サービス事業に位置づけ個別給付にしてください。
- ・ 地域生活支援事業は支援実態に大きな地域差が生じており、総括所見でも勸

告をされているところです。大阪府下という地域の中でも地域格差があり、またサービスの提供の質も量もどんどん低下しています。私たちの生活レベルが自立支援法以前に戻らないよう、個別給付と地域生活支援事業の関係性の抜本的な整理をしてください。

(回答)

■①について

○ 現在調査中です。調査結果がまとまり次第、提供いたします。

■②について

○ 移動支援事業に従事するガイドヘルパーが不足しているのは、事業者への報酬が十分に確保されていないことが原因の一つと考えています。

○ 引き続き、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、個別給付化の検討を含む必要な財源確保を国に要望してまいります。

■③について

○ 第5次大阪府障がい者計画は、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とし、また三つの最重点施策として「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」と「専門性の高い分野への支援の充実」を位置づけ、障がい者の地域における自立と社会参加の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

○ 現行計画は今年度末をもって計画期間が終了することから、第6次大阪府障がい者計画の策定に向け、昨年度、当事者やその家族、地域団体の関係者、市町村職員等で構成する計画策定検討部会において、生活ニーズ実態調査の結果も踏まえながら、次期計画の方向性について議論を重ねていただきました。

○ 本年6月に取りまとめられた意見具申では、これまで進めてきた地域生活への移行をさらに発展させ、施設や病院から地域へ移行する方だけでなく、現在地域で家族等と暮らしている方についても、本人の意思や希望を尊重した多様な暮らしの実現に重点的に取り組むべきであるとされています。

○ 府としては、この意見具申の内容を踏まえ、次期計画の策定を進めるとともに、市町村との連携を一層強化しながら、障がいのある方一人ひとりが希望する暮らしを実現できるよう、取組を推進してまいります。

■④について

○ 移動支援など地域生活支援事業については、日常生活や社会参加など障が

い者の自立支援に不可欠なサービスであることから、引き続き、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、必要な財源確保（個別給付化の検討を含む。）を図ることを、引き続き、国に要望してまいります。

- 市町村が実施する地域生活支援事業は、地域の実情や利用者のニーズに応じ、実施主体である市町村の判断により柔軟に事業実施するものであり、具体的な事業の内容については、個々の市町村において決定されるものです。府としては、国に対し、市町村において安定的に事業が実施できるよう、必要な財源確保（個別給付化の検討を含む。）を図ることを要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（③、④）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（①、②、④下線部）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔13〕就労支援について

平成 18 年の障害者自立支援法以来、障がいのある人の一般就労は進み、大阪府においては総合評価入札の仕組みを取り入れていただくなど、前向きに障がいのある人の就労を支えていただいていることに感謝しています。

一方で、就労継続支援を展開する絆グループをはじめとする、「36 か月プロジェクト」と称する加算の不正受給があったり、障がいのある人を自社にて就業させず、他社での就業をもって雇用関係を成立させる業態、「雇用率ビジネス」が跋扈（ばっこ）する状況もあります。このように、障がいのある人をビジネスの道具としてしか捉えていないような事業者の参入が各地で目立っていて、私たちは非常に危機感を覚えています。

また、昨年 10 月に開始された就労選択支援事業については、事業所数がまだまだ不足していて、その事業の主旨に叶う支援の体制が無い地域も多く、住まう場所によってサービスの質と量が違う格差が大阪府内でも発生しています。

障害者差別解消法にある合理的配慮は、障害者雇用促進法でも義務適用されています。障がいのある人が豊かな職業生活（社会参加）を送ることができるよう、福祉サービスおよび使用者への理解が進むよう期待しています。

①就労支援事業所の OB 支援について

一般就労した後、福祉との繋がりがなくなる当事者も多く、送り出し事業所が余暇活動の提供や、日常の困りごと相談など、必然的にアフターフォローをしている実態があります。就労に関するフォローではなく、働く意味づけや意欲につながるこれら活動について評価していただき、府独自のインセンティブを設定してください。

（回答）

○ 福祉施設からの一般就労者数は年々増加しており、就労定着のニーズは今後も高まっていくものと認識しております。このため、定着支援ツールとして大阪府が作成したサポートカードの普及を図るとともに、就労定着支援事業所や障害者就業・生活支援センターにおける定着支援力の向上や地域ネットワークの強化に取り組んでいるところです。

○ なお、府では、障がい者の就労支援については、障がい者雇用を進めるための法制の強化をはじめ、令和 6 年度の報酬改定の効果検証をしつつ就労継

続支援（A型）事業に係る報酬単価の改善、福祉施設から一般就労への移行施策の充実、「就労移行支援事業」や「障害者就業・生活支援センター」の拡充などによる障がい者の職場定着のための支援の充実に努めるよう国に要望しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔13〕就労支援について

②就労選択支援事業について

利用者である本人・家族に情報が届いていません。また、支援学校の先生方の理解も進んでいないことを支援の現場では感じております。事業を必要としているニーズが埋もれてしまわないよう、大阪府では福祉部と教育庁が十分な調整をはかり、周知や研修を強化しながら、利用者や就労選択支援事業者が戸惑うことのないようにしてください。

（回答）

- 就労選択支援事業については、地域によって事業所数や認知度にばらつきがあると認識しております。このため、大阪府において、利用者・保護者に向けたチラシを作成し、各支援学校へ配布を依頼するなど教育庁と連携した周知を図っているところです。
- また、併せて、支援学校の進路指導主事向けに就労選択支援事業についての勉強会を開催し、すでに就労選択支援に取り組む支援学校や関係機関として準備等に携わっている障害者就業・生活支援センター（就ポツ）から先進事例を発表いただくとともに、支援学校と就ポツの情報交換を行いました。引き続き、就労選択支援が各地域で円滑に実施されるよう、制度の周知等に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔13〕就労支援について

③ 大阪府ではハートフルオフィスについて

ハートフルオフィスでは、知的障がいのある人の雇用を長らく続けていただいております。ただしそれは雇用期間に定めがあり、一般企業への就職を目指すという、就労移行支援事業と同じ内容であると理解しています。会社や社会の役に立つという、就業本来の意味合いに立ち返り、事業者としての大阪府が、知的障がいのある人を戦力として正規職員として採用する取り組みをしてください。そのためには、職域開発と受験に際しての合理的配慮が必須となります。

（回答）

- 府では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、昭和55年度より身体障がい者を対象とする職員採用選考を実施してまいりました。また、令和元年度からは「事務職」の受験資格を変更し、身体障がい者に加えて、知的障がい者および精神障がい者も受験可能な選考へと変更いたしました。
- この採用選考の実施にあたっては、受験者の障がい特性に応じて、合理的配慮に努めており、例えば、申し出に基づき、試験問題にルビをつけるなど、必要な措置を講じているところです。
- 今後とも、障がいのある方が幅広く能力を発揮できるよう、職域開拓や選考時の配慮に努めながら、知的障がいのある方の雇用促進に向けた取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

総務部 人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔13〕就労支援について

④福祉理念を持たない事業所について

就労継続支援A型およびB型事業所における、不祥事や不適切な支援がはびこっています。利用者を商売の道具としか考えていないような事業者について、その実態の把握、今後の実地指導や事業者指定の手続きなど、大阪府がどのように検討し実施されるのかをお聞かせください。

（回答）

- 障がい福祉サービス事業者等は、利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供を行うことが前提であり、利益のみを優先するような運営はあってはならないと考えております。
- 本府におきましては、法令違反や不適切な運営が疑われる事業については、通報や運営指導を通じて事実関係を確認し、必要に応じて、改善指導、行政処分を含め、厳正に対処してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔13〕就労支援について

⑤国際情勢の影響による請負作業の減少について

中東における紛争のあおりを受け、石油由来の「ナフサ」が不足しており、B型事業所をはじめとする請負作業が減少するなど影響が出はじめています。今後この影響が大きくなると、利用者へ支給する工賃も減少し、ひいては事業所の運営にも影響が出ます。大阪府として府下の事業所の実態を把握するとともに、必要な措置について国と協議してください。

（回答）

- 国際情勢の影響等によるナフサ不足や物価高騰等によって、B型事業所をはじめとする福祉サービス事業所や府民の生活に大きな影響が生じていると認識しております。
- 原油価格や電気・ガス料金及び燃料費を含む物価高騰等の影響については、障がい福祉サービスにおける報酬額に適時、適切に反映することを、国に対し要望しているところです。
- 今後とも、各事業所が、安定的に運営できるよう、財政支援をはじめとする、必要な支援の充実について国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

物価高騰、最低賃金上昇により嵩む人件費、人材不足への対応、加算中心の報酬体系による事務量の増大など、現在障害福祉サービス事業所はそれら対応に多くの労力とコストをかけざるを得ない状況があります。経費が増大しても、利用者への価格転嫁はできず経営が非常に苦しくなったり、抜け道を見つけ不正を行う事業所が横行するなど、ひいては利用者支援の低下を招くという悪循環に陥っています。

また人材不足については、処遇改善加算の拡充や、緊急臨時的な交付による対策を講じていただいても、働き手が「恒久的な安定」という見通しを持てない状況では、福祉業界を選んでいただくことはできません。

そんな中、次年度報酬改訂に向け、以下の点について強力に国へ働きかけてください。

① 事業所の適正な運営について

就労支援系の障害福祉サービスについては、就労移行支援体制加算および就労移行支援事業における就労実績の厳格化、同一運営グループ内での就業制限、雇用率カウントの適正化など、その運用に一定の指針を設けてください。

（回答）

○ 現行の就労移行支援体制加算は、加算単位に一般就労定着者数を乗じて算定する仕組みとなっており、結果として、実態以上に評価が膨らむおそれがあるなど、過剰な算定につながる要因となっています。

○ 当該加算については、報酬改定検討チームにおいて、臨時應急的な見直しが行われるとともに、「令和9年度報酬改定に向けて、同加算のあり方については改めて議論」とされたところですが、本来の制度趣旨と異なる形での算定が二度と繰り返されないような見直しを国に要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

②B型事業の報酬設定について

就労継続支援 B 型事業の利用者像は非常に多様であり、作業内容などに応じて利用時間も変動することから、生活介護のような時間区分による報酬設定はしないください。

（回答）

- 府においては、報酬改定に伴う課題等について、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、制度の改善等について、国へ要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

③就労選択支援事業の運用について

本事業に従事する就労選択支援員の養成研修の機会をもっと増やしてください。また、利用開始までの手続きや必要書類、利用対象の考え方など、援護の実施者によって違いがありますので、さらなる周知をお願いします。

（回答）

- 就労選択支援員の養成については、実施主体が国となっており、府としての実施はできませんが、各地域において就労選択支援事業が効果的に実施できるよう、今年度就労選択支援に関わる関係機関を対象としたセミナーを開催します。
- 支給決定を受けようとする場合には、障害者総合支援法第 20 条等関係法令に基づき、市町村に申請をしなければならないとされています。また、国通知「就労選択支援の実施について」において、就労選択支援の対象者や支給決定の取扱いについて示されています。
- 府においては、就労選択支援の支給決定について、関係法令及び国通知等を踏まえ、引き続き適切な支給決定を行うよう市町村に対し働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障害福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

④生活介護事業の送迎に対する報酬について

生活介護事業の利用者には、障害支援区分の高い方や強度行動障害のある方など、送迎中においても継続的な見守りや介助、支援を必要とする方が多くおられます。しかし、現行制度では送迎時間が基本報酬の算定対象とならず、送迎加算のみでは送迎中の支援に要する人件費や車両維持費等を十分に評価できていません。そのため、送迎時間の長い利用者の受入れが事業運営上の負担となり、利用者のサービス利用機会にも影響を及ぼすことが懸念されます。送迎は単なる移動ではなく、生活介護における重要な支援の一部である実態を踏まえ、送迎時間についても適切な報酬評価が行われるようお願いします。

（回答）

- 府においては、報酬改定に伴う課題等について、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、制度の改善等について、国へ要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

【参考】

運転手の取扱いについて

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritu_top/sougeigy_oumu.html

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目 14）

〔14〕次期報酬改定に向けて

⑤生活介護事業の報酬区分について

サービス提供時間7時間以上の報酬区分については算定額が低く、その時間までサービス提供を行う事業者は増えていないと理解しています。多様な本人や家族の状況に対応する貴重な資源として機能するために、その時間区分について報酬を厚くしてください。

（回答）

○ 生活介護サービス費については、令和6年度の報酬改定において、利用者の障害支援区分及び利用定員規模に加え、サービス提供時間に応じた報酬単価を算定することされ、7時間以上の報酬区分については、増額となったものと認識しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

⑥GHの報酬設定について

重度障がい者が入居者の大半を占めるGHに関しては、少なくとも2名分の夜勤対応ができる報酬設定としてください。

（回答）

- 夜間支援等体制加算は、夜勤等を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提供できる体制を確保している場合に算定されるもので、夜間支援対象利用者が2人から算定が可能です。
- 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとされています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

⑦GHの夜間支援体制について

GHにおける夜間支援体制加算Ⅰの、障害支援区分による単価設定について、「区分4以上」を一括りとせず細分化し、区分5や区分6といった重度障がいのある方への支援を後押ししてください。また、夜間支援体制加算Ⅱについては、「対象利用者が4人以下」は一律の単価設定になっていますが、たとえ対象利用者が1名の日であっても、夜間支援の職員配置は減らすことができない場合が多いです。4人以下と一括りとせず細分化してください。

（回答）

○ グループホーム制度の拡充については、これまでも国に対し様々な要望を行ってきたところであり、今後も、グループホーム制度の拡充のため、必要な施策については、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

⑧強度行動障がい型事業所類型について

強度行動障がい状態にある人は、マンツーマン対応が不可欠であることから、児童発達支援、放デイ、短期入所、生活介護に「強度行動障がい型」の事業所類型を新設し、少人数定員でも運営を可能としてください。

（回答）

○ 本府においては、個々の強度行動障がい者の障がい特性にあった環境整備、行動障がいの軽減に向けた支援など、地方公共団体が行う強度行動障がい者に対する支援施策や各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備をするための十分な財政措置を講ずることについて、国に要望しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

⑨人材不足への対応について

障害福祉サービスの人員が危機的に不足しており、現状の報酬体系では他業種との人材獲得競争に敗れてしまいます。加算ではなく、基本報酬の引上げを行ってください。

（回答）

○ 本府においては、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着が図れるよう、報酬の加算ではなく、基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じるよう、国に要望しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

⑩人材確保について

人材確保に困窮している今、介護福祉サービスでは「人員基準欠如減算」の適用猶予が設けられました。この取り扱いについて、障害福祉サービスへも同様の措置を講じてください。

（回答）

- 人員基準欠如減算は、介護職員・看護職員・ケアマネジャー等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に、介護給付費の減額を行うものですが、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事業が生じ、人員欠如が発生した場合は、ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所・施設について、1年に1回に限り、3か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予するものと認識しています。
- 現在、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、令和9年度報酬改定に向けた様々な検討が行われているところであり、国の動きを注視しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目） 〔14〕次期報酬改定に向けて ⑪人員配置の実績について 職員の有給休暇は、常勤・非常勤にかかわらず、人員配置のカウントとなるようにしてください。
（回答） ○ 常勤の従業員の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものとして取り扱うものとされており、非常勤の従業員の休暇等の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めないとされています。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

⑫報酬の請求事務について

各種加算の届出ルールを弾力化し、過去に遡及しての変更を可能にしてください。

（回答）

○ 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、利用者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始することとされていますので、ご理解いただくようお願いします。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔14〕次期報酬改定に向けて

⑬福祉サービスの客観的な評価について

福祉サービスについて、自己評価、利用者評価、第三者評価などの評価基準を設け、福祉サービスを客観的に可視化できる仕組みを創設してください。

（回答）

- 福祉サービスの質を客観的に可視化し、利用者の皆様が安心して適切なサービスを選択できる環境づくりは極めて重要であると認識しております。
- ご要望にございます「自己評価」「利用者評価」「第三者評価」といった評価基準につきましては、現在、厚生労働省より平成 30 年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行され、「障害福祉サービス等情報公表システム」において、各事業所の詳細情報や財務情報、第三者評価の実施結果の公表が既に制度化されており、比較・検討のための情報環境の整備が進められているところです。
- 今後とも、国の動向を十分に注視しつつ、関係機関とも緊密に連携しながら、利用者やご家族の皆様にとってより分かりやすく、そして効果的で信頼性の高い情報公表に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

【15】個別避難計画について

大災害のたびに、知的障がいのある人・家族は、家に倒壊の危険があっても一般の避難所には行けないなど、命を守ることにもままならない状況に置かれてきました。また、平时に利用していた福祉サービスがなくなると家族だけで対応せざるを得ず、家の片付けなどができない、仕事に行けなくて経済的に困窮するなどの苦しい状態になり、暮らしの再建が遅れてしまいます。丁寧なケアが必要な障がいのある人が、より厳しい環境になるのは、人権問題であると言わざるを得ません。

一方、前年度に災害対策基本法等が改正され、これまでの「どう避難するか」から、「避難したあと、どう生活を続けるか」「その人に合った避難先で必要な支援を受けられるか」になり、さらに被災地の救助に福祉サービスも追加されました。避難生活に大きな不安を抱える私たちに、これらが各地域で具現化されることを期待しています。

①個別避難計画の作成について

各市町村の進捗状況を教えてください。また、進んでいない地域の課題を教えてください。

（回答）

各市町村の避難行動要支援者名簿の内容については、内閣府及び消防庁が毎年1回実施する「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査」をもって把握しています。なお、当該調査の結果は、市町村ごとのデータが公表されており、令和8年4月1日時点での、大阪府内の個別避難計画の策定数は、50,311件（昨年度：36,524件）となっております。

市町村名	要支援者数 1	個別避難計画 2	策定率 (2:1)	市町村名	要支援者数 1	個別避難計画 2	策定率 (2:1)	市町村名	要支援者数 1	個別避難計画 2	策定率 (2:1)	市町村名	要支援者数 1	個別避難計画 2	策定率 (2:1)
大阪市	165,215人	23,682人	14.33%	枚方市	15,597人	1,177人	7.55%	高石市	1,861人	97人	5.21%				
豊中市	15,386人	45人	0.29%	交野市	1,222人	123人	10.06%	堺市	871人	126人	14.46%				
池田市	11,598人	613人	5.28%	島本町	1,282人	89人	6.94%	岸和田市	4,670人	16人	0.34%				
箕面市	5,532人	14人	0.25%	守口市	1,113人	111人	9.94%	河内市	1,497人	43人	2.89%				
墨江町	648人	1人	0.15%	門田町	1,113人	195人	17.51%	泉佐野市	3,338人	194人	5.81%				
東淀川町	62人	8人	1.29%	西宮市	1,113人	82人	7.37%	堺市	8,224人	37人	0.45%				
吹田市	15,188人	4,916人	32.36%	大津市	1,113人	187人	16.80%	堺市	5,146人	1,306人	25.37%				
高槻市	19,312人	178人	0.92%	東大阪市	1,113人	113人	10.15%	堺市	1,247人	217人	17.40%				
茨木市	4,088人	506人	12.38%	八尾市	1,113人	104人	9.34%	堺市	1,811人	88人	4.86%				
寝屋川市	2,622人	4人	0.15%	柏原市	1,113人	169人	15.18%	堺市	3,863人	55人	1.42%				
島本町	376人	74人	19.68%	堺市	1,113人	130人	11.68%	合計	480,118人	50,311人	10.48%				

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/r8chosa.html>

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(令和8年4月1日現在)

個別避難計画の策定に当たっては、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応

じて、避難先、支援者、避難方法等を個別に検討する必要があり、市町村ごとに人口構成や地理的条件、要支援者数、地域の支援体制等が異なることから、計画策定に係る課題も様々です。関係機関との連携・調整や避難支援等実施者の確保、避難先との調整など、それぞれの地域の実情に応じた課題がある中、市町村において計画策定を進めているところです。

府としては、個別避難計画の策定を促進するため、策定率の高い市町村の先進的な取組事例の横展開を図るとともに、市町村職員や関係機関を対象とした研修等を実施するなど、市町村の取組を支援してまいります。

(回答部局課名)

危機管理室 防災企画課

福祉部 福祉総務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔15〕 個別避難計画について

② クライシスプランについて

私たちはここ数年、相談支援のサービス等利用計画に「クライシスプラン」を盛り込むことをお願いし続けています。しかし、前年度のご回答は「避難行動要支援者がサービス利用しているとは限らない、セルフプランの人もある」という内容で、とても残念な思いでした。

障がいのある人すべてが、サービス利用している訳ではないことは承知していますが、日常的にサービスを利用している介護度の高い人たちこそ災害の時に避難する場がない、自宅や車での避難で家族だけで抱え込む、結果、行政に把握してもらえない人たちです。まずは、相談支援と契約している人たちから「クライシスプラン」を作成しておくことで、どこで避難生活を送るか、どんなサービスが必要かを計画でき、家族も支援者も見通しをもつことができます。

（これは地域生活支援拠点等にもつながります）

セルフプランについては、望まないセルフプランが多数ある現状を考えると、その解決が先ではないかという思いがわき、前年度の回答には到底納得ができません。

「クライシスプラン」は災害時だけに役立つものではなく、様々な緊急時の対応にも役立ち、地域生活支援拠点等にも大いに関係します。

今年度も引き続き要望しますので、前向きなご検討をお願いします。

（回答）

- 市町村は、災害時に自ら避難することが困難な障がい児者の方について、「避難行動要支援者名簿」を作成することが災害対策基本法により義務付けされております。
- また、市町村は避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」を作成することに努め、その計画には、氏名や住所のほか、避難先や避難時の配慮事項、自宅で想定するハザード状況、常備薬の有無などを記載することになっております。
- なお、国が作成した「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」において、市町村が「個別避難計画」を作成する際に、相談支援事業所に協力を依頼する場合は、サービス利用計画との情報連携を適切に図るよう記載されております。

- 「クライシスプラン」は、災害時の避難先や必要な支援を整理するだけでなく、介護者の不在や本人の体調変化など様々な緊急事態への備えとして有効であり、地域生活支援拠点等の重要な機能である「緊急時の受入れ・対応」の充実にもつながるものと認識しております。
- 市町村が地域の実情に合わせて、地域生活支援拠点等の充実・強化を図ることができるよう、市町村の取組をバックアップしてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔16〕 支援学校の福祉避難所

① 支援学校の福祉避難所指定について

知的障がいのある人・子どもと家族にとって、最大の心配は避難生活です。障がい特性ゆえ、一般避難所という大勢の地域住民との集団生活は無理と判断する家族が大変多く、知的障がいの支援学校が「知的障がいを主とした福祉避難所」になると、大変安心できます。

しかし、前年度の回答で、府立支援学校の指定福祉避難所は5校で、そのうち知的障がいのある子が通う支援学校は「泉北高等支援学校（高等部だけ）、堺支援学校（高等部だけ）」の2校とわかり、愕然としました。この1年で指定された支援学校は増えたでしょうか？協定も含め、現在の状況を教えてください。

② 支援学校の福祉避難所の指定について

支援学校の校区は複数の市町村にまたがることが多いです。すべての支援学校が協定ではなく指定の福祉避難所になるよう、大阪府がイニシアティブをとって進めてください。

③ 当事者参画での検討や訓練の実施について

支援学校の福祉避難所は受入れ対象の範囲の検討、受入れ計画の作成等に、当事者であるPTAや私たち当事者団体が参画できる仕組みを作ってください。また、在校生保護者を含め、当事者である私たちが参加できる避難訓練も実施できるようにしてください。

（回答）

① これまで支援学校を含む府立学校が指定福祉避難所として指定されるよう、教育庁と連携し各学校に対して、指定の協力依頼を行ってきたところです。

また、令和6年度から指定福祉避難所として指定できるよう各府立学校を府職員が訪問しており、令和7年度からは府職員のみでは避難所指定に関する学校からの不明点に回答できないことや市町村と府立学校との関係構築などを踏まえ、府職員とともに市町村職員も学校に訪問するなど、指定に必要な支援を行ってきました。

その結果、令和8年5月に東大阪支援学校を指定福祉避難所として指定することができ、府立支援学校の指定福祉避難所数は1校増え6校となりました。

引き続き、指定福祉避難所の指定促進に向け、市町村と連携して取り組んでまいります。

② 福祉避難所の指定は災害対策基本法上、各市町村が行っているため、府としては、災害時に市町村が迅速に福祉避難所を開設・運営できるよう市町村が作成する避難所マニュアルの指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」（※以下、府指針）を作成しており、市町村が行う事務を支援しています。

本指針において、「広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれる。要配慮者の状態に応じて適切に対応することが出来るよう、協定等による福祉避難所を設定することもある。」と示しています。

引き続き、福祉避難所の確保と多様なニーズに対応した避難所運営がなされるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

③ ※下線部のみ回答

府指針において、市町村は、指定福祉避難所の受入対象となる者の概数を把握する必要があることや、受入対象となる者を速やかに避難させることができるよう、平時から受入対象者の現況等を把握することが望ましいことを示しています。

引き続き、市町村において、災害時において円滑に指定福祉避難所が設置・運営できるよう、働きかけてまいります。

（回答部局課名）

危機管理室 災害対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔16〕 支援学校の福祉避難所

③当事者参画での検討や訓練の実施について

支援学校の福祉避難所は受入れ対象の範囲の検討、受入れ計画の作成等に、当事者であるPTAや私たち当事者団体が参画できる仕組みを作ってください。また、在校生保護者を含め、当事者である私たちが参加できる避難訓練も実施できるようにしてください。

（回答）

○ 第二次教育振興基本計画において、地域と連携した避難訓練の推進を目標に掲げ、令和7年度の支援学校においては、87.2%（令和7年度実績）の学校が地域のハザードに合わせた自然災害に対する地域と連携した避難訓練を実施しております。

引き続き、好事例の共有や市町村教育委員会及び府立学校への働きかけを行い、各校の取組みを促進させてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課（下線部のみ回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔17〕 避難生活における福祉サービス

① 避難生活する私たちへのサービス提供について

災害対策基本法等の改正により、「福祉サービスの提供」が正式に法制度の中に位置づけられることとなりました。知的障がいのある本人や家族は、日常的にサービス利用をすることでなんとか生活ができているケースが多くあります。災害が起きたときから、その後の避難生活において、滞りなく福祉サービスを利用できるよう、法改正を踏まえた大阪府の体制をお聞かせください。

（回答）

- 令和6年度から利用者が継続して福祉サービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画（BCP）を策定することが義務付けされました。
- 府としても策定にあたり、研修や Web 相談会を実施いたしました。併せて、事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画の作成など、障がい福祉サービス等事業所の BCP 策定に対して支援を行いました。
- また運営指導や集団指導において、策定された BCP が実践に即したものの確認、見直しをするよう今後も指導していきます。
- なお、国事務連絡「令和8年8月 13 日からの大雨により被災した障害者等に対する支給決定等について」において、避難先における被災した障がい者に対する支給決定や緊急にサービスの提供が必要な場合等の取扱いが示されています。
- 府においては、国事務連絡を踏まえ、災害時においても、サービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔17〕避難生活における福祉サービス

②障がい福祉サービス事業所の BCP について

①の体制には、障がい福祉サービス事業所の BCP が大きく影響します。前年度に今後の大阪府の進め方をお聞きしたところ「策定された BCP が実践に即したものを訓練を通して確認し、随時見直しするよう指導する」とのことでしたが、具体的にはどのような指導をされたのでしょうか。

人として尊厳のある避難生活が保障されるよう、私たちは行政の指導等により、事業所が具体的にかつ前向きに BCP の見直しを続けてくれることを期待しています。

（回答）

○ 令和6年度から障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画（BCP）を策定することが義務付けられたことを踏まえ、事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画の作成など、障がい福祉サービス等事業所の BCP 策定に対する支援や運営指導を行っております。

○ また府として、危機発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、平時から研修や訓練を通じて明らかになった課題を BCP に反映し、より実践に即したものとなるよう指導しております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔18〕 障がい児支援体制の整備や相談支援について

これまで日本の障がい福祉は家族介護が主とされているにも関わらず、施策としては、障がいのある本人への支援はあれども、家族（保護者）への支援は大変脆弱という状態でした。その中で、適切な介護・支援方法を知らないまま、日々の生活に疲弊し入所施設を希望せざるを得ない家族が、あとを絶ちません。また、養護者虐待の数も多い状況です。さらに、増加する「障がい者ビジネス」と表現される問題には、利用者である保護者が良い事業所を見つけるための情報や知識が必要ですが、正しい情報や学ぶ機会はありません。

これらの状況に対応するためには、子ども期から、保護者が人権や障がい特性、親子のコミュニケーション手法などを学ぶこと、そして常に正しい障がい福祉等の情報を取得することが重要です。

一方、現在国においては「児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制」を始め、保護者支援に関する施策がようやく開始されています。特に「伴走的支援」や「家族支援の機能強化」という言葉に、私たちは期待を寄せています。

ここで、小学校低学年の保護者の声をお届けします。

「診断直後は戸惑いが大きく、何をすればよいのか分からないまま、手探りの状態だった。誰に何を相談すればよいのかわからなかった」

「早い段階から障がいを疑っている一方で、得られる情報はインターネットのものに偏りがちで、不安が強まった。健診のあとも、信頼できる情報がなく、不安は続いた、保護者の精神的な安定を支える体制が必要だと思う」

大阪府において、このような不安に応えられる体制を構築していただきますよう、お願いします。

① 大阪府全域で進める支援体制整備について

前年度の要望の「大阪府で体制整備を進める上での課題や今後の方針等をお聞かせください」に対し、大阪府のご回答は、課題について「圏域ごとに市町村意見交換会を開催し、整備等のヒアリングや課題について共有等を行った」、今後については「意見交換等において、市町村の好事例を共有するなど、横展開を図る仕組みを推進する」という内容で、具体的な課題や横展開を図る仕組みの内容を教えていただけませんでした。再度、同じお願いをします。大阪府における課題や横展開を図る仕組みの具体的な説明をお願いします。

（回答）

○ 障がい児支援体制整備を進める上での課題として、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、子ども期の相談対応を行う機関の連携体制の確保があり

ます。

- 様々な分野の相談機関が、各々のケースを共有・検討し、引継ぎ等をスムーズに行うことが可能な連携体制の構築が必要です。
- また、児童発達支援センターの機能強化について、主に児童発達支援を中心に直接支援を行ってきた児童発達支援センターは、就学期以降の障がい児支援についても他の事業所や支援者に助言を行う立場となるため、ノウハウの蓄積が課題となっています。
- 令和 9 年度が開始年度となる、第 4 期障がい児福祉計画における成果目標では、「障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保」を新規に設定することとなり、また「児童発達支援センターの 4 つの中核的な支援機能の確保」も引き続き設定するになるため、府としても市町村のバックアップを行ってまいります。
- 府の取組としては、圏域ごとの意見交換会や市町村アンケート等により、市町村の取組状況を把握し、実践事例の紹介や課題のある市町村への助言等を行ってまいります。また、意見交換などの機会をとらえ、当事者の方々のご意見をお聞きし必要に応じて市町村に共有する等、家族支援策に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔18〕 障がい児支援体制の整備や相談支援について

② 伴走的支援、家族支援の機能強化について

保護者の悩みは、障がい発見当初はもちろんのこと、その後の長い子育ての間、常に迷い苦しみ、その内容も年齢とともに変化します。その実態がようやく国に届き、令和7年度「発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業」令和8年度「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」と施策が進み始めています。

私たちはここ数年、真に保護者が求める相談支援の仕組みを大阪府において構築していただきたいとお願いしてきました。

特に前年度は、子ども期の相談支援（指定障害児相談支援だけでなく）について、大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会で成人の中を含めて考えるのではなく、子ども期だからこその相談支援体制を、大阪府として、ニーズの調査・研究・検討をしていただけるようお願いしました。

しかし、ご回答は「広域行政として、市町村の相談支援体制の充実・強化に取り組んでおり、大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会から様々な提言を市町村に行っております」という、当事者である私たちの意図をご理解いただけない内容で、とても残念でした。

今一度、お願いをいたします。大阪府の「子ども期の相談支援の仕組み」を構築するため、まずは『子ども期の相談』の当事者である私たちの声を聞いていただき、ニーズを調査してください。

（回答）

- 令和 9 年度が開始年度となる、第4期障がい児福祉計画の策定において、「障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保」が、市町村の成果目標として新規に設定することとなりました。
- また、お示しいただいている国庫補助事業の活用も促し、今年度から取組を始められている市も複数あります。
- 今後、身近な市町村において、家族に対する支援策の検討を進めていくこととなりますが、府としても、市町村や児童発達支援センターの取組について実態把握を行うとともに、意見交換などの機会をとらえ、当事者の方々のご意見をお聞きし必要に応じ市町村に共有する等、広域行政として家族支援策に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔18〕 障がい児支援体制の整備や相談支援について

③障がいのある子どもをもつ保護者へのピアサポートについて

知的障がいのある子どもの多くは1歳半から幼児期に障がいが発見されます。保護者はまだ幼い我が子の障がいを受容するだけでも非常に苦しみますので、障がいを発見直後からの寄り添い支援は必要です。

前述の通り、私たちは前年度から実施している相談支援のアンケート調査で、相談先として多数を占めたのが「親仲間、親の会」でした。特に、お金、病気やケガ、将来のこと、人間関係などで、生活に密着した困りごとになるほどに「親仲間」に相談するという回答でした。このことから、子ども期から伴走支援するのに最も適しているのがピアサポートだと認識しました。知的障がいのある子の保護者に、同じ立場の保護者が相談対応する施策を大阪府として実現してください。

（回答）

- 知的障がいのある子の保護者に、同じ立場の保護者が相談対応する施策については、身近な地域での支え合いやつながりが重要であると考えています。
- 府としましては、地域で実施されている取組や既存の団体の活動状況等を把握した上で、広域行政としての取組を推進してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔19〕知的障がいの支援学校について

大阪府においては、知的障がい支援学校新校整備事業を進めていただいていることに感謝します。知的障がいのある子どもたちは環境要因にとっても影響を受けますので、ハード面が整うことはとても重要です。1日も早く、子どもたちの成長につながる、良い教育環境になることを願っています。

また、現在国で進められている強度行動障がいの状態にある人への施策として、第3期障がい児福祉計画の中で「強度行動障がい児への支援体制整備」が明示されることとなりました。また文部科学省においても、令和6年7月の事務連絡「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について」では、厚生労働省・子ども家庭庁が進める地域支援体制整備や予防的支援の重要性が示されています。

①学校の整備について

現在、取組みを進めておられる新校整備事業について、現在の進捗状況はいかがでしょうか？また、令和9年度以降の支援学校児童生徒数将来推計値をお聞かせいただくとともに、それに付随する新校整備計画で、以下のもの以外の計画があればお聞かせください。

- ・生野支援学校 大阪わかば高校敷地内への移転・併設→令和10年度中の開校
- ・豊中市立第七中学校と府立茨田高校（鶴見区）を活用し、新たな知的障がい支援学校の整備 →令和10年度の開校
- ・交野支援学校四條畷校 →令和11年度に本校化

なお、交野支援学校四條畷校の本校化だけでは、年々生徒が増加している、北河内地域の設置基準不適合と教室不足を解消することはできません。とりわけ、門真市域に小学部、中学部、高等部のある知的障がい支援学校を早急に新設してください。

②支援学校の通学区域について

来年6月頃に予定されている2029年度からの通学区域割の変更に関しては、大阪府で一方的に決定するのではなく、今年度の秋までに保護者や関係者の意見を聞く場を設定してください。

③「特別支援学校設置基準」における校舎面積基準の解消について

上記にない地域も含め、大阪府下のすべての知的障がい支援学校の教育環

境が速やかに整備されることを願っています。国による令和5年度の調査結果における大阪府の不足教室数は370室であり、必要面積を満たしていない学校数が16校あると前年度の懇談にて聞きました。その後の整備状況はいかがでしょう。

④カームダウンスペースについて

大阪府福祉のまちづくり条例のガイドラインが改訂され「知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備」として、人的対応等につながる基礎的環境整備も重要として、センサリールームやカームダウン・クールダウンスペースが詳しく紹介されることとなりました。対象となる児童・生徒が多くいる支援学校はその模範となるよう、カームダウンスペース等の整備を進めていただきたいと思います。会員からは「教室の数が足りないので、クールダウンは廊下で行っている。パニックで頭をぶつけてガラスを割った」という声が届いています。

（回答）

①について

○現在、取組みを進めている府立生野支援学校の府立大阪わかば高校敷地内への移転・併設については、令和10年度中の開校をめざし新築工事を行っているところです。

○また、豊能地域と大阪市北東部地域においては、豊中市立第七中学校と府立茨田高校（鶴見区）を活用し、新たな知的障がい支援学校の整備について、令和10年度の開校をめざし、改修工事等を行っているところです。

○加えて、北河内地域においては、令和11年度の交野支援学校四條畷校の本校化に向け実施設計を行っているところです。

○その他の地域についても、引き続き、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めてまいります。

②について

○府立支援学校の通学区域割については施設規模や通学バス乗車時間などを考慮しながら、市町村を越えて広域に設定しています。

○変更にあたっては、令和2年度に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、教育環境への影響等を踏まえ、慎重に判断してまいります。

③について

○府教育庁においては、令和3年9月に制定された「特別支援学校設置基準」

における校舎面積基準、学級編制基準の不適合の解消をめざし、引き続き、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めているところです。

④について

- 知的障がい支援学校の整備にあたっては、令和2年10月の「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、教育環境の改善に取り組んでいるところです。引き続き、子どもたちにとって安全安心に過ごせる学校となるよう努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔20〕 支援学校・支援学級の教育内容について

①ICT を活用した指導の充実について

ASD・ADHD・知的障がいのある児童生徒にとって、タブレットは「視覚的理解の補助」「集中の持続」「個別最適化された学習」「コミュニケーション支援」など、多面的な教育的効果が期待できる重要なツールです。前年度に貴庁より、令和4年度からGIGAスクール運営支援センターを開設して継続的に運用していること、府教育センターにおいて、教員のキャリアステージに応じてICT活用の研修をしているとお聞きました。しかし現状は、学校間での違いあるいは先生による違いがあり、支援学校での実際の授業や、個別の学習場面で十分に活用されていないとの声が保護者より多数届いています。

この大切なツールが、学校・教員の差なく、すべての児童生徒のために活用されるよう、大阪府としての活用事例集やガイドライン等を作成し、学校間の格差、教員の格差を縮小していただきたいです。

また、児童生徒の特性に応じて、個別支援計画に基づくタブレット使用を認めるなど、現場で使いやすい運用を可能にしてください。

（回答）

○ 府立支援学校におけるICTに関する指導技術等の向上を図ることを目的としてICT研究協議会を毎年度開催し、一人一台端末を含めICT機器等の活用事例の共有や整備に関する情報交換を行っております。

○ 今後とも、府立支援学校で学ぶ児童生徒がICT機器等を活用して社会生活をより豊かに送ることをめざして、環境整備及び教職員の専門性の向上に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔20〕 支援学校・支援学級の教育内容について

②障がいのある子どもの性教育について

性に関する教育は現在、各学校や教員の努力によって実施されている状況かと思われます。性教育は「性行為を教えること」ではなく、自分の身体を守ること、自分も相手も大切にすることがテーマであり、人権を学ぶことにほかなりません。このように、障がいのある子どもも必要な学びを受けられるよう、以下の通り障害特性に応じた包括的性教育の充実と、学校・福祉・医療が連携した支援体制の整備を行ってください。

- ・ 包括的性教育推進方針の策定（基本方針や考え方を明確に）
- ・ 専門家との連携強化（医療、心理、福祉、人権分野人材の積極活用）
- ・ 教職員への支援体制の充実（研修機会、教材、相談体制など）
- ・ 保護者への啓発と学習機会の提供（情報提供、学習機会）
- ・ 障がいのある子どもへの教育保障（教材や指導方法）

（回答）

- 府立支援学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や障がいの状態、特性等に応じて、保健体育、自立活動、特別活動等の教育活動全体を通じて性に関する指導を実施しております。
- 支援学校における性教育については、児童生徒の発達段階や障がい特性に応じて実施することが重要であり、国の指針や学習指導要領等の趣旨を踏まえながら、教育活動の充実に努めているところです。
- 一人ひとり障がいの状態や特性が異なることから、視覚教材や具体物の活用、個別の指導方法の工夫など、個の教育的ニーズに応じた指導を実施しております。今後も、個々の実態に応じた教育内容や教材の工夫に努めてまいります。
- 今年度については、福祉医療関係人材活用事業の予算を増額し、各学校の必要に応じて予算配当を行ったところです。学校医や主治医、福祉医療関係機関等と連携しながら、児童生徒への支援を行っております。ある支援学校では、専門家を外部講師として招聘し、性教育を実施するなど、各種研修や国からの通知等を通じて、性に関する教育や人権教育に係る指導力向上に努めております。

- また、性に関する教育は家庭との連携が重要であると考えております。ある支援学校では、大学講師を学校に招聘し、保護者向けの学習会を行っています。
- 大阪府教育庁といたしましては、今後も学校・家庭・関係機関が連携した教育活動の充実に取り組んでまいります。

(回答部局課名)
教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔21〕強度行動障がいのある子どもの支援について

①実態について

前年度の懇談で教えていただきました、府立支援学校における強度行動障がい状態にある児童生徒について、年齢別在籍数および障害等級など、実態の把握の内容について改めて、私たちに教えてください。

（回答）

○昨年度、府立支援学校を対象に、国の調査を参考として、強度行動障がいの児童生徒等に関する実態調査を行いました。「強度行動障がい」の定義や調査対象となる状態については、国の調査と同様です。

○調査結果について公表はしておりませんが、府立支援学校と調査結果を共有しております。引き続き、本調査結果を活用しながら、府立支援学校における強度行動障がいに対する理解促進と支援の一層の充実に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔21〕 強度行動障がいのある子どもの支援について

② 支援体制について

大阪府では教員に対して、強度行動障がい支援者養成研修の受講を勧めるなど取組をしていただいていることに感謝します。福祉側では現在「中核的人材」「広域的支援人材」を育成し、集中的支援体制の検討もされているとお聞きしています。支援学校として、同様の仕組みがあれば、予防的対策が進み、各支援学校も協力体制がとれると思います。
教育としての中核的人材、広域的支援人材、集中的支援体制の検討をしていただきますよう、お願いします。

（回答）

○福祉部において令和8年度より施行された「大阪府強度行動障がい集中的支援実施要項」では、「広域的支援人材」が事業所に対して助言・援助等を行うこととされております。府立支援学校においても、福祉部と連携して令和3年度より実施している「強度行動障がいコンサルテーション」（今年度より「行動障がい支援チーム育成事業」）において、対象校の支援チームの教員に対し、スーパーバイザーが支援に関する助言や学校の体制づくりに関する助言を行い、教員の実践力向上を図っているところです。

○コンサルテーション対象校においては、リーディングスタッフやコーディネーターが中心となり支援チームを整備し、支援プロセスの定着や支援体制の構築に取り組んでおります。また、校内研修や合同報告会、リーディングスタッフによる学校間連携の機会を通じて、事業で得られた知見や実践の成果を校内全体及び、対象校以外の支援学校にも広く共有しています

○引き続き、府内の支援学校全体の専門性向上に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔21〕 強度行動障がいのある子どもの支援について

③学校環境の整備や特性に合わせた支援について

強度行動障がいのある子どもの多くは、感覚に特性があり、行動面でも特異性があります。その個々の特性に応じた環境調整、カームダウンスペース、視覚的支援等が必須です。

また、その環境調整を行うためにも行動の背景要因を分析するアセスメントの導入（ABC分析等）が必然となります。

これら根拠ある具体的な支援が具現化されるよう、教育庁としてどのように進めようとされているかを教えてください。

（回答）

○強度行動障がいのある子どもの支援については、行動の背景にある本人の障がい特性と環境とのずれを的確に把握し、環境を整えることが重要であると考えております。

○令和3年度より福祉部と連携して対象校において行動障がい支援チーム育成事業を実施し、年度末には全府立支援学校を対象に報告会を実施することで、アセスメントの仕方や支援方法について、理解を深め実践力を高めているところです。

○また、令和5年度からは、福祉部が実施する「強度行動障害支援者養成研修」の対象に支援学校の教職員が加わりました。

○研修等で得られた知見を校内、学校間で共有し、府内の支援学校全体の専門性の向上につなげていけるよう進めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）

〔21〕強度行動障がいのある子どもの支援について

④保護者支援・レスパイトにつながる福祉との連携強化について

行動障がいのある子どもの子育ては心身ともに疲弊することが多く、保護者には安定した相談体制やレスパイトが必要です。また保護者の中には、家庭の事情や養育力の問題などがあり、子どもの支援を十分に行えない場合もあります。それには障がい福祉だけでなく児童養護的支援も必要です。

保護者へはピアサポートを活用した寄り添い支援のもと、緊急時等に対応できる地域内連携の仕組みが、各支援学校に構築されると、一時的に養育できない状況であっても、保護者が力を取り戻し健康な家庭生活を復活させることも可能です。

このような支援体制を、各支援学校に構築していただきますようお願いします。

（回答）

- 令和9年度が開始年度となる、第4期障がい児福祉計画の策定において、新たな成果目標として、「強度行動障がいを有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備」を新規に設定することとなりました。
- 国の基本指針では、「強度行動障がいのある児の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要である。」と明記されており、大阪府では、入所・通所サービスについて実態調査を行う予定としています。
- 支援ニーズを把握したうえで、福祉・教育が連携して支援体制の整備について検討してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。